

事前準備で

申告受付期間は2月16日(金)～3月15日(木)

税の申告に備えよう

問い合わせ 市民税務課 ☎5921228

2月16日(金)から平成29年中の収入に関する市県民税の申告と所得税の確定申告の受付が始まります。

平成30年1月1日現在、市内在住で、申告が必要な方は、期間中に申告をしてください。

※ 所得税の確定申告を行うと、市県民税の申告をしたことになりません。確定申告を終えた方は、市県民税の申告は不要です。

※ 申告は、税額を決める重要な手続きです。申告の結果によっては、所得税が納付、または還付になる場合があります。



申告が必要な方



- 事業所得や不動産所得などがある方
- 勤務先で年末調整が済んでいない方(年の途中で退職し、その後再就職していない方など)
- 土地、建物などを売却した方
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金を受け取った方

- ※ 非課税年金(遺族年金や障害年金など)は源泉徴収票が発行されませんが、それらの年金から天引きされている保険料を控除に加えるには申告が必要です。

申告が不要な方



- 1つの会社のみから給与の支払いを受け、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方

※ 他に所得があれば申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの



- 年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)を追加する必要がない方

など

- 申告書類や申告案内が届いた方は、その書類(1月下旬に発送される予定)

- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受けた方は、平成29年中に支払われた額の支払証明書(経費などの記載があるもの)など
- 医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」または、「セルフメディケーション税制の明細書」など

- ※ 平成29年分の申告から提出書類が変わっています。ご注意ください。詳しくは、国税庁のホームページを参照するか、市民税務課に問い合わせてください。

- 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書(収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください)

- 生命保険料や地震保険料の控除証明書

- 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など

- ※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除く)は、1月下旬に送付予定。

- 非課税年金から保険料が天引きされている方で申告される方は、市民税務課に問い合わせてください。

- 国民年金保険料の控除証明書など
- 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額が分かるもの

- 申告者のマイナンバーカードやマイナンバー通知カードなど番号確認ができるものと運転免許証などの身元確認が可能なもの

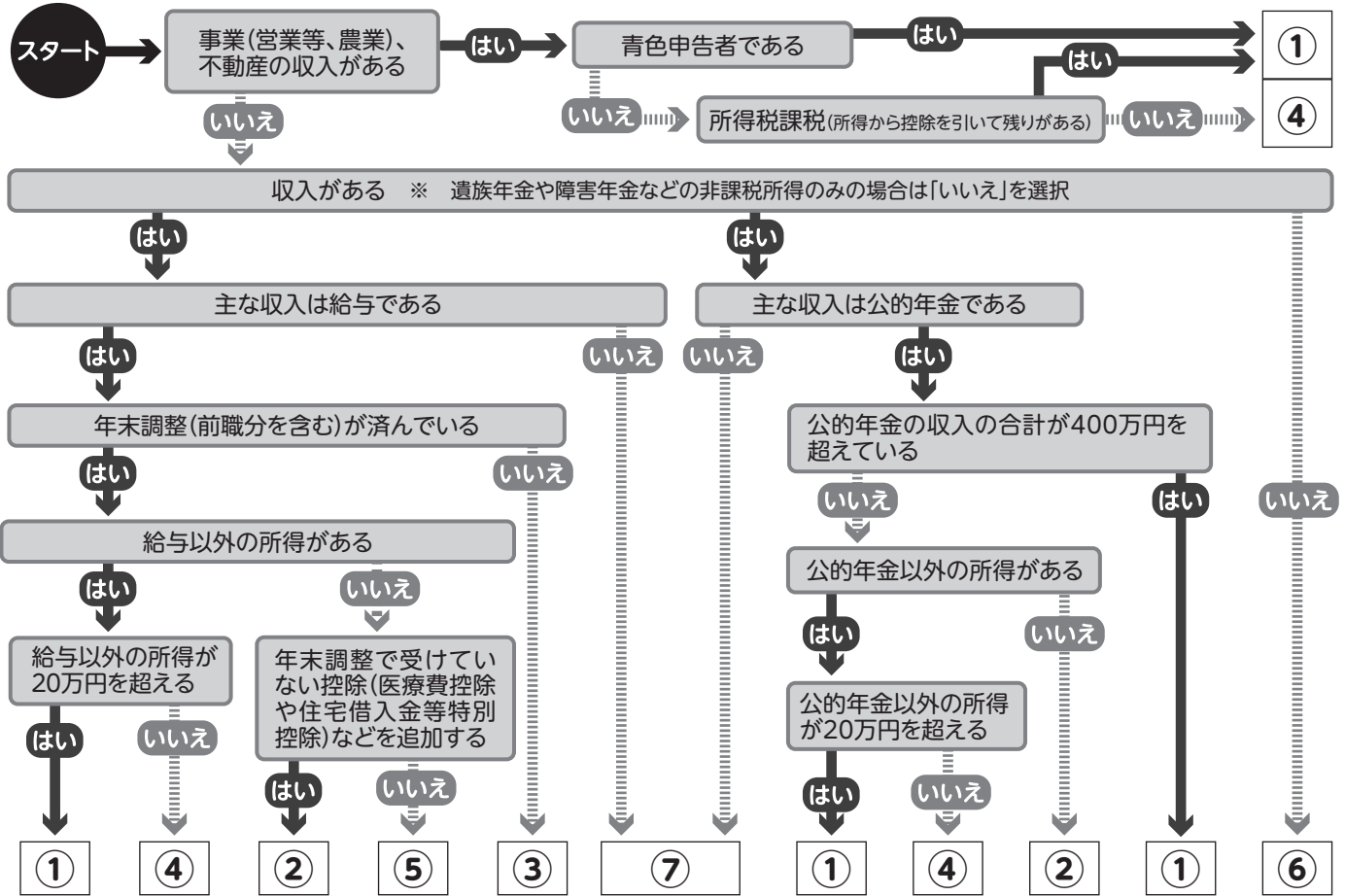
- ※ マイナンバーの確認ができるものは必要ありませんが、控除対象とする扶養親族などのマイナンバーも申告書へ記入が必要です。

- 申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合は必要)

など

申告の必要があるかどうか迷ったときは…

※ フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。
 ※ ここでいう所得とは、収入から経費を差し引いた利益のことです。



- ① 確定申告が必要です。
- ② 確定申告は不要です。ただし、所得税が源泉徴収されている方は確定申告することで所得税が還付となる場合があります。また、市県民税の申告で控除を追加することにより、次年度の市県民税が減額となる場合があります。
- ③ 確定申告が必要となる場合があります。(申告することで所得税が精算され、その結果により納付または還付が決定します。)
- ④ 市県民税の申告が必要です。
- ⑤ 申告は不要です。
- ⑥ 申告は不要ですが、1月以降に市民税務課から申告のお知らせが届いた方は、課税対象となる所得がない旨を市民税務課へご回答ください。(ただし、世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる方は、市県民税の申告をしないと保険料の軽減などが受けられない場合があります。)
- ⑦ 確定申告または市県民税の申告が必要です。

〈お知らせ〉
 市内の申告日程・
 会場などは市広報
 2月号に掲載しま
 す。

備考
 期間中は、市の申告会場で確定申告をすることができます。ただし、次の例のように申告の内容によっては、市の申告会場で受付できないものがあります。
 (例) ・青色申告
 ・住宅借入金等特別控除の初めての申告
 ・分離課税所得の申告
 など

申告をしないと
 ○申告をしないと受けられない所得控除などがあります。
 (例) 医療費控除 など
 ○世帯に国民健康保険や後期高齢者医療の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。
 ○課税台帳記載事項証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。

確定申告会場のお知らせ(廿日市税務署管轄)

受付時間(土・日曜日を除く)		受付会場
2月16日(金)	8時30分～16時	○廿日市税務署○ (廿日市市新宮1丁目15番40号) ※ 相談は17時まで ○「NTTクレドホール」基町クレド・パセーラ11階○ (広島市中区基町6番78号 広島県庁前) ※ 相談は17時まで
〃		
3月15日(木)		

※ 2月15日(木)以前は、申告会場は設置していません。